会社を守る法 Ð 回

他人事ではない。怖 **〜い労働組合との団体交渉**

専務A氏とのエピソードを紹介し がキーワードです。 今回 今はやりの「労使トラブル は、 当事務所の顧問企業の

もう十数年前になりますね。 A 氏 い頃です。 私が専務に就任して間 お付き合いのきっか 社長である父が、 ゖ В ₹ は

前田 尚一 _____ まえだ・しょういち/1959 年1月22日岩見沢市生ま 北海道大学法学部卒 和。北海道人子広子部中 93年前田尚一法律事務 所開設。UHB「のりゆきのトークDE 北海道」、STV 「どさんこワイド」出演。JR 札幌客管会員。元・北大 社会とできなった。 法科大学院実務家教員。

> 部団体の関係者も数名いました。 駆け込み労働組合を結成しました。 業員を引き入れ地元の上部団体に を好機とみて音頭をとり、 くなっていたC氏は、B氏の解雇 でした。そこに目を付けたのは父 氏を解雇したことがことの始 績を上げられず、父との関係が悪 の側近であったC氏です。営業成 一人で団体交渉に臨みました。上 前田 前田 2回目の団体交渉から私 A氏が対応されましたね。 毎日眠れませんでした。 大変だったでしょう。 他の従 ほり

になったのはその頃でしたね。 十数名から罵倒される日々でした。 私がお手伝いをすること

弁護士

戦術を変えてきましたよね。 求を迫ってばかりでしたが、 の同席によって好転しました。 そうは言っても、相手は 組合側は私に一方的な要 、先生

とは異なる対応が必要ですからね く妥結できました。 ことも決算書を提出することもな 先生のおかげで、社長が出席する ないことを要求してきましたが、 書を出せ」などと本論とは関係の 社長を出せ」とか「会社の決算 A 氏 前田 A 氏 何を決めるにも組合を通 さすがはその道のプ 組合ができるとそれまで 口。

を出せ、 変でしたが、先生とあらゆる場面 ち込まれたこともありましたね。 はならないように対応できました。 を想定して、組合の思うがままに に集まったこともありました。大 そのシンパが何十人も会社の周り 組合が突然ストを決行すると言い ると春闘で団交を繰り返す日々。 せと要求されます。昇給時期にな A 氏 その時も組合側は「社長 決算書を出せ」と言い出 北海道労働委員会まで持

く発生していません。

法があるものだと感心してしま 決ができました。先生の一挙一動 を横で見ていて、さまざまな対処 しましたが、 想定した内容での の要求に応

滅しました。以降、労働問題は全 きました。こうして組合は自然消 明るみになり、 理由に会社をさぼっていたことが 組合を脱退してまもなく、病気を C氏は、C氏以外の組合員全員が B氏は個人的理由で退職しました。 A 氏 前田 和解が成立してまもなく、 現在の労使関係 会社を退職してい 検索

す。対応に注意が必要です。 者側からすると労働者側・ 北海道の行政機関。 合側寄りで処理する印象がありま 労使間の紛争解決を図る ちなみに、北海道労働 ただし、経営

まえだしょういち 前田尚一法律事務所 HP は